



旭川市立青雲小学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月制定

令和8年4月 改訂

【目 次】

はじめに	…	1
第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項		
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	…	2
2 市立学校の責務等	…	3
3 いじめの定義等	…	4
第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組		
1 本校のいじめの実情及び令和8年度の目標（指標）	…	10
2 児童が主体となった取組の推進	…	10
3 いじめの防止等の対策のための組織の設置	…	11
4 いじめの防止	…	12
5 いじめの早期発見	…	14
◇いじめ発見・見守りチェックリスト 【資料③】	…	15
◇家庭用 子どもの様子チェックリスト【資料④】	…	16
◇主な相談窓口	…	17
6 いじめへの迅速かつ適切な対処	…	18
◇早期発見・事案対処マニュアル 【資料②-1】	…	21
◇いじめ事案対応フロー 【資料②-2】	…	22
7 いじめの解消	…	23
8 家庭や地域、団体との連携	…	23
9 関係機関等との連携	…	23
◇いじめ等に関する相談対応フロー	…	24
10 重大事案への対処	…	25
11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表	…	27
12 青雲小学校いじめプログラム	…	28

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせるものであり、児童だけの問題だけではなく、様々な場面で起こり得る社会全体に関する問題といえるものです。

そのため、各人が「いじめは絶対に許されない。」、「いじめは卑怯な行為である。」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に取り組み、児童が安心して生活し、及び学ぶことができる社会の実現を目指さなければなりません。

本校はこれまでも「いじめのない、笑顔あふれる学校づくり」に努めてきました。いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、その防止と対処を行ってきました。

また、いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくことがということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策基本法」（以下「法」という。）や「旭川市いじめ防止対策条例」にもとづいた施策を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

とりわけ本年度は、年度の重点教育目標「自分を見つめて未来を描き やさしさでつながる青雲児」の育成を目指し、子どもたちにとって魅力ある学校・学級づくりを組織的に進めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、本基本理念を踏まえ、以下の基本理念のもとで取組を行います。

- いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うこととする。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うこととする。

2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 2 市立学校は、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校では、校内外におけるいじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する有識者やその他関係者による「学校いじめ対策組織会議」を構成し、いじめ行為の防止に努めるとともに、いじめ事案（疑いを含む）が発生した際には、児童の人権に配慮した支援・指導に取り組みます。

また、条例では、保護者の責務、児童の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、他の児童に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童の心構え

児童は、互いの人権を尊重し、他の児童に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童は、いじめが、いじめを受けた児童の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童と触れ合う機会を大切にしよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、いじめが引き起こす成長に関わる悪影響や、学校で指導する内容や取組について、保護者や地域住民に対して積極的に情報公開を行うとともに、児童が思いやりの心を育むことができるように、児童に関係する大人すべてがかかわることができるよう、家庭や地域社会と連携を深めていきます。

3 いじめの定義等

(1) 「いじめ」の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童の主観を重視した定義となっています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立って行います。
- ・ 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。例えば、いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応します。
- ・ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応します。
- ・ 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。

- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。
- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

本校においては「いじめはどんな理由があっても許されないと思う」という認識を全員の児童がもっていることが昨年のアンケート結果からも明らかになっています。

しかし、けんかやふざけ合いの中では、自らの感情が優先するあまりに相手の心情を慮ることが不十分な傾向があり、訴えが起こってから自らの言動をふり返ることが多いことが多い実態も見られます。

これらを踏まえて、「いじめ防止対策推進法」「旭川市いじめ防止対策方針」をふまえた「認知」やその前後の対応を、学校いじめ対策組織会議を中心とした学校組織として丁寧に行います。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会（生徒補導連絡協会）等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

本校のいじめ案件の中で最も件数が多いのは「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、たたかれたり、蹴られたりする。」です。

休み時間や放課後に起こるトラブルがほとんどであり、内容も軽微なものが多いことが特徴です。しかし、軽微な事案であっても事案の背景やその場の状況などについて、丁寧な聞き取りとかかわりが行えるよう、体制と方法を構築しています。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」などの人権に関する意識や正しい理解、

自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめの解消に当たっては、次のことに留意します。

本校において、アの要件に関しては、「相当の期間」の捉え方を「約3か月間」として、「相当の期間」が経過するまでは被加害児童に対する行動観察や定期的な教育相談、保護者への確認など、可能な限り細やかな見守りを行う、早期の解消に結び付くよう取り組みます。

また、行為が止んでいない場合の対応は、「学校いじめ防止組織会議」にて再度対処プランの見直しを行い、被害児童および保護者のケアにあたりるとともに、早期の解消を目指します。

また、イの要件に関しては、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認することや、対処プランの策定と確実な実行、解消している状態に至った場合でも、日常的に注意深く観察することなどについて、「学校いじめ対策組織会議」で検討し、取り組んでいきます。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び今年度の目標（指標）

前年度における本校でのいじめの認知件数は24件（2024年度は58件）でした。認知件数は同数となりましたが、前年度も法に照らし合わせ、小さな生徒指導事案も見逃さずに、解決に向けて取り組んだ結果です。認知した事案のうち15件については、該当児童への指導、保護者への連絡、学級・学年での指導を通して解消することができました。2月の『友人関係や学校での出来事に関するアンケート』の結果、認知された9件については、解消の基準となる「3か月程度の見守り」の期間に達していないため、引き続き指導を行っているところです。

また、『友人関係や学校での出来事に関するアンケート』では、「いじめはどんな理由があっても許されないと思う」という質問に対し、今年度も全児童が「そう思う」と回答し、さらに「嫌な思いをしたとき、誰に相談しますか」という質問に対しても全児童が相談するという回答を得ました。

今年度も『友人関係や学校での出来事に関するアンケート』においては、「いじめはどんな理由があっても許されないと思う」について「そう思う」という回答100%を目標とするとともに、「嫌な思いをしたとき、誰に相談しますか」は「誰にも相談しない」という回答0%となることを目指して指導を行います。また、中学校区で共通実践となっている取組である「人として『つながる』相手の目を見てあいさつする子ども」の育成を今年度も継続し、悩みを一人で抱えずにいつでも打ち明けられるような「やさしさでつながる青雲児」の育成の土台となる、よりよい人間関係づくりに努めます。

本校では、「いじめはいつでも起こりうる」という認識に立ち、積極的ないじめの認知に努めるとともに、いじめの早期発見に努め、重大事案とならないように指導を行います。また、いじめが発見された場合は、学校全体で取り組み、すべてのいじめが解消できるようにします。

2 児童が主体となった取組の推進

本校では、いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題を考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- (1) 児童会を中心に、いじめの問題等について話し合い、本校の実態に応じた、「ストップいじめ宣言」を策定する。
- (2) 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

令和7年度 「ストップいじめ宣言」に関する取組

令和7年度 学校いじめ防止基本方針にかかわる取組

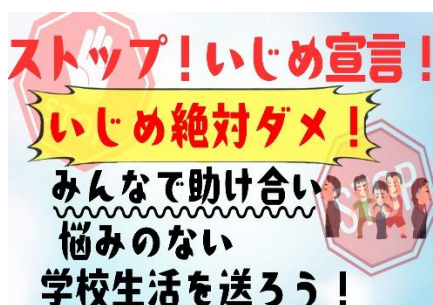
令和7年4月10日(木)

生徒指導部

- ねらい 自分たちでいじめのない学校にしようという態度を養う。
- 内容
 - ①児童用に配付する冊子「いじめのない笑顔あふれる学校を」を利用しながら、いじめについて学習する。
 - ②書き込み箇所「いじめのない学校をつくるために私たちができること・ストップいじめ宣言」について各学級で取り組み、各学級の「ストップいじめ宣言」を決める。
 - ③各学級の「ストップいじめ宣言」は、八つ切り画用紙にマジックで書いて各学級に年間を通して掲示する。(日常的に意識化)
 - ④各学級から提出いただいた「ストップいじめ宣言」を考慮しながら、児童会運営委員会で「青雲小学校 ストップいじめ宣言」を決定し、玄関等に掲示する。
※ふれあい月間(いじめ非行防止強調月間)の取り組みとして行う。

【「嫌な思いアンケート」結果を受けての目標】

- ①子ども相談支援センターのカードについて、配付時の説明や時間をおいて振り返りなどを行い、その存在を意識させる。
- ②「誰にも相談しない」という児童が0%を目指す。
- ③「いじめはゆるされない」と考える児童が100%を目指す。



☆児童用端末の待ち受け画面に↓



☆全児童が通る壁面に↓

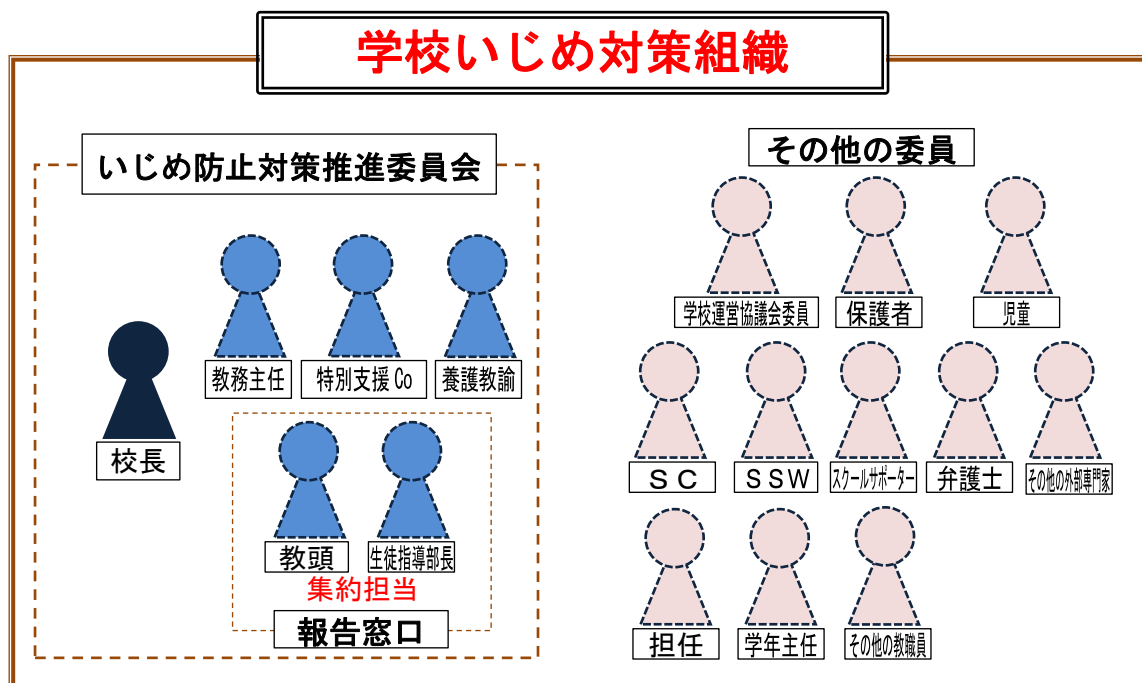


3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際、保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会委員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じてスクールカウンセラーなどの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。



(2) 学校いじめ対策組織の体制

「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たって、管理職は情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組みます。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底します。

- 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口担当者」に報告します。いじめの疑いに関する情報を組織として共有し、共有された情報を基に、迅速に対応する体制を整えます。
- 事案発見者（学級担任が主）を中心に、迅速な事実関係の把握に努めます。それら

情報を集約担当は記録化、校長は「校内いじめ組織会議」を招集し、いじめであるか否かの判断を組織的に行います。

- いじめ対策チームのメンバーは、いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できるよう、日常の児童観察および教職員からの情報収集に努めます。
- いじめ対策推進リーダーは、当該組織に集められた情報を、児童ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約、共有します。
- 「校内いじめ対策組織会議」は毎週金曜日に設定し、当該週における事案の認知判断やその後の指導、解消の判断などを行います。また、迅速な判断や指導が必要と思われる事案が発生した際には、「いじめ対策チーム」による会議を開催します。
- 児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりするために、いじめの問題に関する指導記録を保存します。

(3) 学校いじめ対策組織の役割

本校における「学校いじめ対策組織」の役割は以下の内容です。

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割。
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
- いじめの解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割。
- いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童にたいする指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割。
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割。
- 学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割。

4 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し教職員全員の共通理解を図ります。

- 教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や生徒指導研究協議会等の教職員研修の成果を還元し、教職員全員の共通理解を図ります。
- 全校集会や学級活動などにおいて校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成します。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童版）の作成を支援し、「学校いじめ対策組織」の存在や活動について、児童が容易に理解できる取組を進めます。
- いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員への研修、児童への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 児童の発達段階や実態に応じた人権教育学習の実施など、学校の教育活動全体を通じて人権に関する教育の一層の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図ります。
- 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図ります。
- 児童の発達段階に応じて、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進します。
- 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童の発達段階に応じ、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組めます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを推進します。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払います。
- 児童が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、児童の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進します。

- 学校として「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
- 「多様な背景を持つ児童」については、日常的に、当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
- 配慮を必要とする児童の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映します。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高める取組を推進します。
- 児童の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通じた個と集団への働きかけを行います。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫を図ります。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

5 いじめの早期発見

「いじめ見逃しゼロ」に向け、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に幅広く認知します。

本校では、下記の通り、アンケート調査やストレスチェック、チェックシートの活用、教育相談の実施、アンケート調査後の個人面談の確実な実施など、早期発見のための取組の具体のほか、相談窓口の周知による相談しやすい体制を整えます。

【本校で実施しているいじめ早期発見の取組例】

- いじめアンケート（全学年 5月・9月・2月）
- 心と体のストレスチェック（5、6年生 5月・10月・2月）
- 教育相談週間（全学年 5月・9月 2月）
- チェックシート（学級担任が随時使用）
- 保護者面談（9月） ・ 特支保護者懇談（6月・10月・2月）
- スクールカウンセラーによる面談（年16回 1回3時間程度）
- 各種機関との連携（子総相・児相・要対協・警察・スクールサポーターなど）

【資料③】

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。……………〔 〕
- 教職員のそばにいたがる。……………〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。……………〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔 〕
- 交友関係が変わった。……………〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………〔 〕
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔 〕
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………〔 〕
- 体に擦り傷やあざができていことがある。……………〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。……………〔 〕

授業や給食の様子

児童氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………〔 〕
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしゃからかいがある。……………〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔 〕

清掃や放課後の様子

児童氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔 〕
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………〔 〕
- 一人で下校することが多い。……………〔 〕
- 一人で部活動の準備や後片付けをしている。……………〔 〕
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。……………〔 〕
- 部活動の話題を避ける。……………〔 〕

【資料④】

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNSなどを気にする。
- いじめの話をするとう強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。
スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立青雲小学校

電話 0166-22-7495

おも そろだんまどぐち
主な相談窓口

あさひかわし こ えすおーえすでんわ そろだん ふとうこう
◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

でんわばんごう
<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）
うけつけじかん へいじつ
<受付時間> 平日 8:45～17:15（しゅくじつ ねんまつねんし のぞを除く）

しょうねん しょうねんそろだん ばん ほんかいどうけいさつ
◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

でんわばんごう
<電話番号> 0120-677-110
うけつけじかん へいじつ
<受付時間> 平日 8:45～17:30

こ じんけん ばん あさひかわち ほうほうむきょく
◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

でんわばんごう
<電話番号> 0120-007-110（ぜろぜろなな の ひゃくとおばん）
うけつけじかん へいじつ
<受付時間> 平日 8:30～17:15

あさひかわほうむししょうねんし えん あさひかわしょうねんかんべつじょ
◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

でんわばんごう
<電話番号> 0166-31-5511
うけつけじかん へいじつ
<受付時間> 平日 9:00～17:00

ほう あさひかわ
◆法テラス旭川

でんわばんごう
<電話番号> 050-3383-5566
うけつけじかん へいじつ
<受付時間> 平日 9:00～17:00

かみかわきょういくきょくそろだん でんわ
◆上川教育局相談電話

でんわばんごう
<電話番号> 0166-46-5243
うけつけじかん へいじつ
<受付時間> 平日 8:45～17:30

こ そろだんし えん ほんかいどうきょういくいいんかい
◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

でんわばんごう
<電話番号> 0120-3882-56
0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）
うけつけじかん まいにち じかん
<受付時間> 毎日24時間
メール相談 <メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

おなやみポスト ほんかいどうきょういくいいんかい
◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



ほんかいどう でんわ しゃかいふくしほうじんほんかいどう でんわ
◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

でんわばんごう
<電話番号> 011-231-4343
うけつけじかん まいにち じかん
<受付時間> 毎日24時間

せいぼうりょくひがいししゃ えん ほんかいどう さくらこ ほんかいどう きつぽろし
◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

でんわばんごう
<電話番号> 050-3786-0799 または #8891
うけつけじかん へいじつ
<受付時間> 平日10:00～20:00（どにちしゅく 12/29～1/3除く）
メール相談 <メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。事前に都合のよい日時をお知らせください。
青雲小学校 ☎0166-22-7495

6 いじめへの迅速かつ適切な対処

本校は、いじめの発見又は通報を受けた場合、特定の教職員が事案を抱え込むことなく、直ちに「学校いじめ対策組織」において情報を共有し、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応します。

いじめを受けた児童を守り通し、傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、行為を止めさせます。
- ②児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。
- ③いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ④発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。
- ⑤いじめを受けたとされる児童が関係児童への事実確認を望まない場合や、関係児童から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめの行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる児童の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係児童の見守り等を行います。
- ⑥いじめと認知した場合は、いじめを受けた児童及び保護者の意向、当該児童の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。
- ⑦いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告します。
- ⑧インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。
- ⑨いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- ⑩児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ①いじめを受けた児童から、事実関係の聴取を迅速に行います。その際、自尊感情を高めるよう留意します。
- ②家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝えます。
- ③いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保します。
- ④いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ⑤いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った児童や保護者の理解の下でいじめを行った児童を別室において指導するなど、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。
- ⑥いじめを受けた児童の保護者に対して、当該児童が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに、当該児童の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供します。
- ⑦いじめを受けた児童が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応します。
- ⑧状況に応じて、スクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- ①いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとります。
- ②事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- ③いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ④いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ⑤児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行います。
- ⑥いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに法第26条に基づく出席停止や警察との

連携による措置も含め、毅然とした対応を行います。

⑦教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられます。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。

②はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

③学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

①他の事案と同様に、「学校いじめ対策組織」において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行います。

②事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等のチームを編制し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。

③チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理を徹底します。

④事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。

⑤犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

学校間で対応の方針や具体的な指導方法に差異が生じないよう、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導助言を行うとともに、学校相互間の連携協力のもと、事案の解決に努めます。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。
	• 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し		

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

【資料②-2】

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで

認知後の対応

解消とその後の見守り

事案を把握した教職員

報告

学校いじめ対策組織の
報告窓口担当・集約担当

報告

校長・教頭（推進リーダー）

随時開催

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・事実関係把握の方策を協議
・教育委員会や警察との連携

指示

役割分担に基づき、聴取り等により
組織的に事実関係を確認

報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・法の定義に基づく認知の判断
・対処プランの策定
・役割分担等の決定 等

説明

被害児童生徒及び保護者への
対処プランの説明と意向の確認

報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・対処プランの決定
・全教職員による共通理解 等

指示

組織的な対処
・被害児童生徒等への支援
・加害児童生徒等への指導助言
・被害児童生徒の保護者への定期的な情報提供
・対応状況の適切な記録 等

報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・支援や指導の状況の共有
・対処プランの見直し
・全教職員による共通理解 等

指示

組織的・継続的な見守りの徹底、
被害児童生徒に寄り添った支援

随時報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・3か月以上経過後、解消の判断

指示

日常的な注意深い観察等、
再発防止に向けた取組の継続

把握した情報の速やかな報告

いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか（当日のうち）に、報告窓口担当（いじめ対策推進リーダー等）に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催①

いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議（又は、対策チーム会議）を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。
犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。
※いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認

役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催②

事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。
いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。
認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告

いじめ（疑いを含む）事案全て報告
困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催③

いじめと認知した場合は、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処

策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、周囲の児童生徒への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じて、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。
いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告
困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催④

毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認

認知後に設定した見守り期間（少なくとも3か月）の経過後、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催⑤

上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。
解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く観察します。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、「いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること」や、「その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」を本人及びその保護者に対し、面談等により丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行うことを説明します。学校はいじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- (1) 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、当該児童の保護者に対し、関係児童の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供する。
- (2) 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察する。

8 家庭や地域、団体との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載し、学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できる措置を講じるとともに、保護者懇談等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。

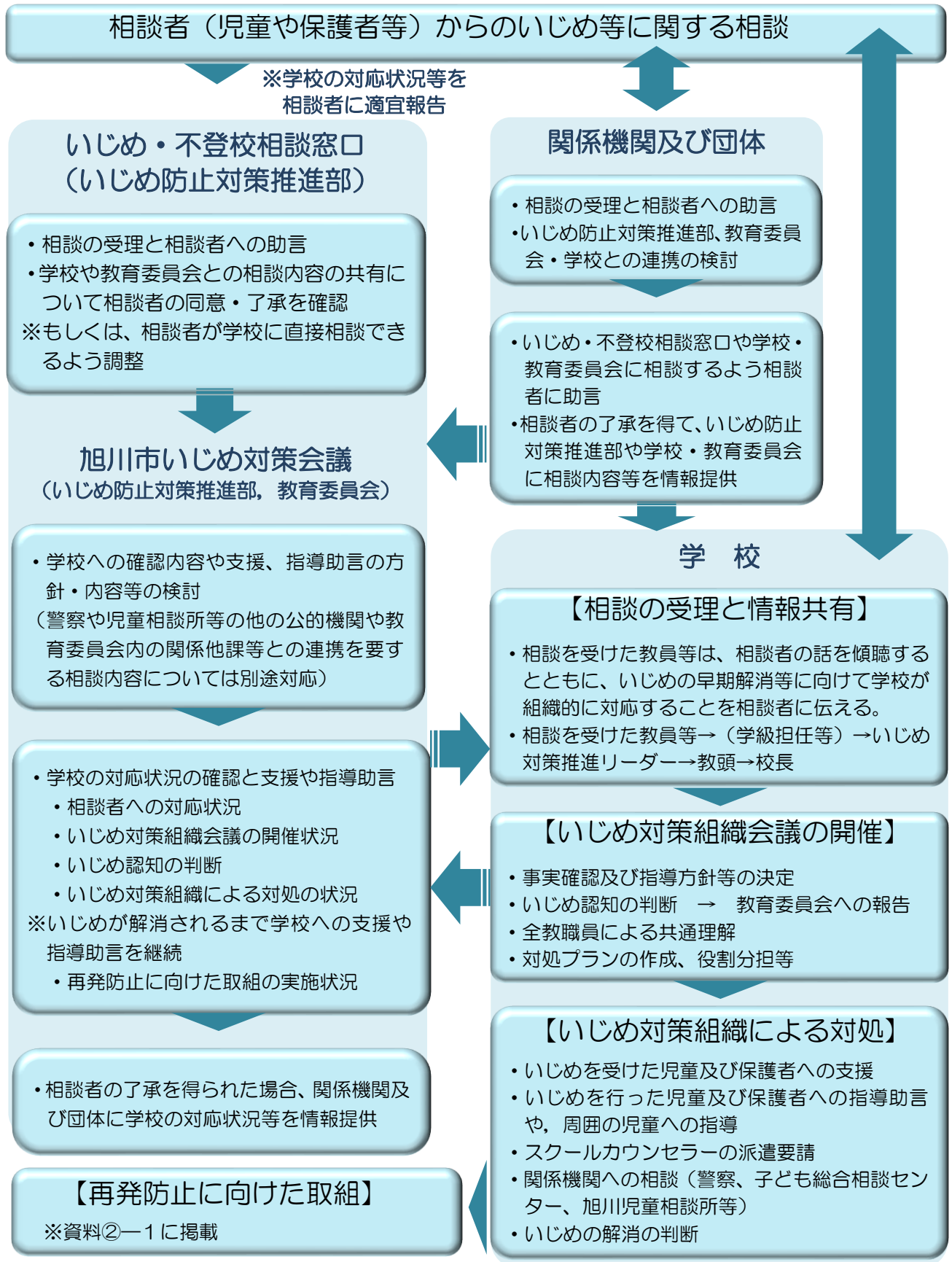
また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめ防止に関わる年度の活動計画や、いじめ防止等に関わる児童の自主的な活動、学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。さらに、保護者や地域住民の参画、スクールカウンセラー等外部専門家の活用、警察や民間の相談機関等との連携を行います。

9 関係機関等との連携

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- (1) いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- (2) いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールサポーター（警察官経験者）等の外部専門家を加えて対応します。
- (3) 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告します。

いじめ等に関する相談対応フロー



※児童や保護者等からのいじめ等の相談について、市が関係機関及び団体等との連携を行う

10 重大事態への対処

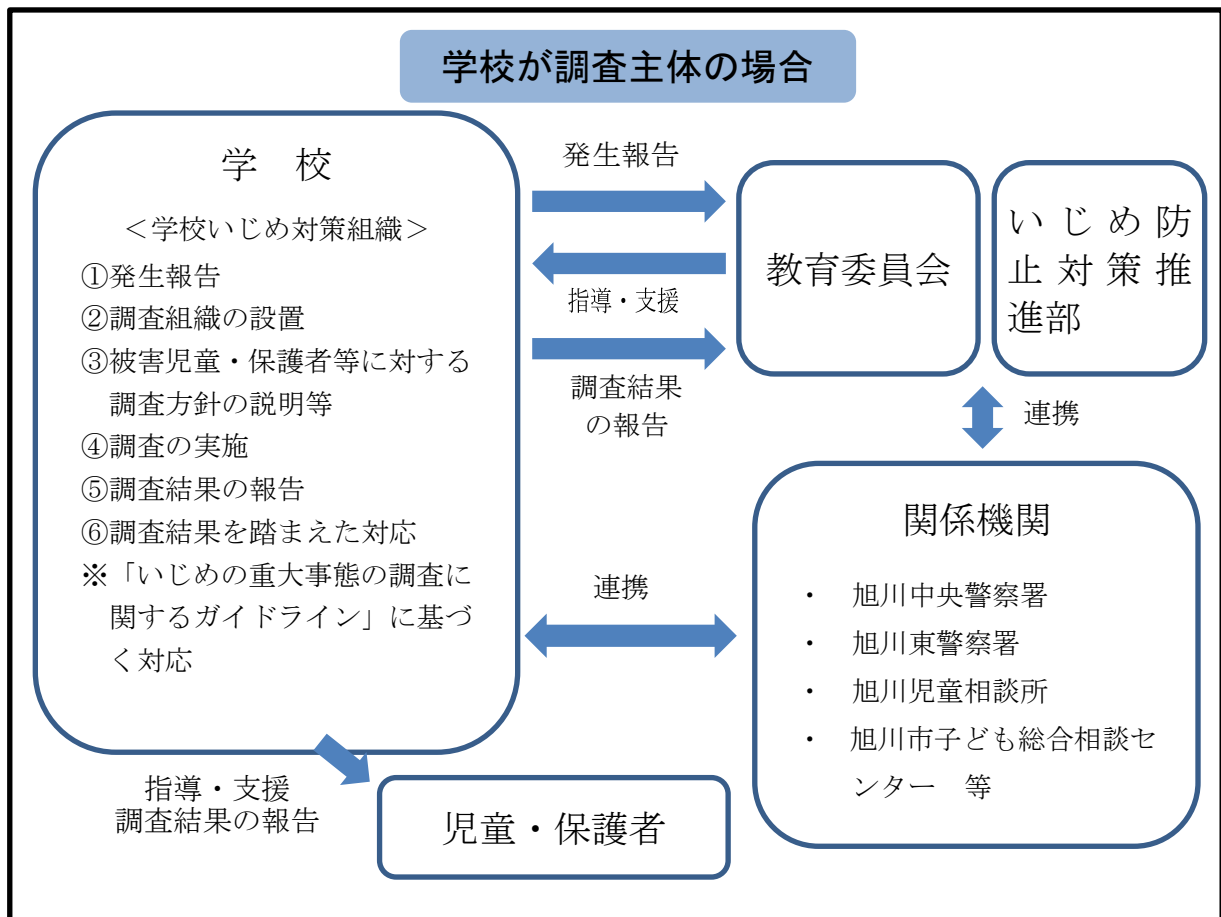
学校は、いじめの重大事態が発生した場合、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組みます。

(1) 重大事態の発生と緊急対応

- ①学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する。（特に、「不登校重大事態」の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談する。）
- ②児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応します。
- ③学校は、いじめを受けた児童や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った児童に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行います。

(2) 学校による調査

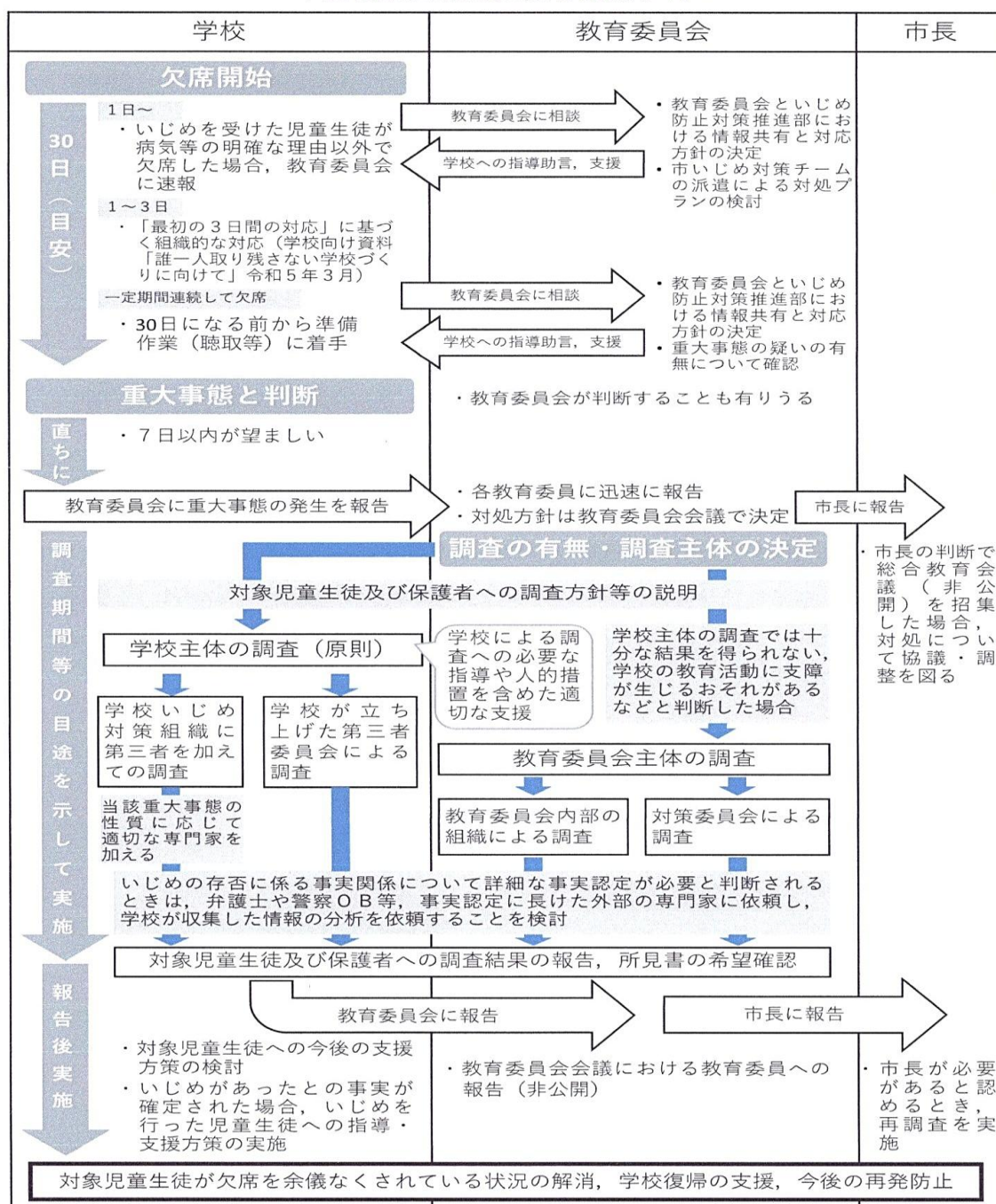
①学校が調査主体の場合のフロー図



- ・ 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- ・ 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ・ 調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

(3) 不登校重大事態に係る対応

不登校重大事態に係る対応フロー



【出典】旭川市立小・中学校 学校いじめ防止基本方針<策定の指針>について(令和6年3月4日付け旭教指第768号通知)資料⑦

11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

本校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。

- 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するなどして公表するとともに、学校便り等を活用し、家庭や地域の理解と協力を得られるよう取組を進めます。
- 入学式や参観日等の様々な機会を活用して、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明し、保護者等の理解と協力を求めます。
- 本校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図り、家庭や地域に公表します。
- 「学校いじめ対策組織」を中心に、PDCAサイクルにより、学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直します。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、児童や保護者を対象に実施する学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図ります。

12 学校いじめ防止プログラム

本校における「青雲小いじめ防止プログラム」を次頁以降に示します。1年間の取組を確認し、職員で共通理解を図って進めます。

	4月	5月	6月（強調月間）
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 <p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 <p>○学校ネットパトロール</p> <p>※通年で実施する</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <p>※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。</p> <p>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</p> <p>○教育相談</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 <p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
児童	<p>○基本方針（児童版）策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学級での検討、周知 <p>○相談窓口の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<p>○いじめアンケート調査①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック① 	<p>○児童が主体となった未然防止の取組（ストップいじめ宣言）</p>
家庭・地域	<p>○保護者懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 <p>○基本方針のHP公開</p>		

	7月	8月	9月
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <p>○市主催「生徒指導研究協議会」への参加</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告 <p>○教育相談</p>
児童	<p>○生活・学習Actサミットへの参加</p> <p>○相談窓口の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<p>○生活・学習Actサミットを受けた取組の実施</p>	<p>○いじめアンケート調査②</p>
家庭・地域	<p>○保護者懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活 	<p>○市主催「生徒指導研究協議会」への参加</p>	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <p>○授業 ・生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について（1、3、5年） ・SNSの適切な利用に関わる授業（2、4、6年）</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <p>○参観日での全学級道徳授業公開</p>
児童	<p>○児童が主体となった未然防止の取組（友達同士が関わるような集団活動の推進）</p> <p>・ストレスチェック②</p>		<p>○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど</p>
家庭・地域			<p>○保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活</p>

	1月	2月	3月
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討</p> <p>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</p> <p>○教育相談</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認</p> <p>○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告</p>
児童		<p>○いじめアンケート調査③</p> <p>・ストレスチェック③</p>	<p>○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど</p>
家庭・地域		<p>○学校運営協議会による協議 ・学校の取組等の評価 公表</p>	

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

旭川市立青雲小学校 令和8年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、法等に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は、①と②について、いじめを受けた児童生徒とその保護者に確認した上で、学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

青雲小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧ください。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為です。「いじめ防止対策推進法」に基づき判断しますが、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、いじめに該当するか否かを判断します。

青雲小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

組織としては、いじめ対策チーム（校長、教頭、教務、生徒指導部長、養護教諭）、その他の委員（学級担任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係保護者、学校運営協議会委員、弁護士等）で構成します。定期的にストレスチェックやチェックリスト、教育相談、いじめアンケートを実施し、また道徳や学活等の教育課程もいじめ対策に合わせ編成します。**未然防止**と**早期発見**に努め、**早期解決**に向け迅速な対応を行います。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

『青雲小いじめ防止プログラム』には、学校いじめ対策組織会議（毎週）学校ネットパトロール（毎月）相談窓口の周知（4月～）いじめアンケート・児童教育相談（5月、10月、2月）スクールカウンセラー来校（年16回）「生命（いのち）の安全教育」の授業（10月）よりよい人間関係の形成について考える道徳の授業（12月）など、いじめ防止に関わる1年間の取組をいつでも確認できるようにしています。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任のほか、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「学校いじめ対策組織」を設置していますので、気軽に相談願います。令和8年度の旭川市立青雲小学校のいじめ対策組織担当は、井谷（生徒指導部長）です。

連絡先 0166-22-7495（学校代表電話）

相談窓口が設置されています

相談窓口	電話番号	相談時間等
旭川市子どもSOS電話相談 (こども・女性・若者未来部 こども安心課)	0120-126-744	月～金 8:45～17:15
北海道子ども相談支援センター(電話) (メール)	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
旭川地方法務局(子どもの人権110番)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
北海道警察本部(少年相談110番)	0120-677-110	月～金 8:45～17:30

旭川市教育委員会のHPで「旭川市いじめ防止対策推進条例」や「旭川市いじめ防止基本方針」を確認できます。

旭川市教育委員会
ホームページ



警察と連携した「いじめ問題」への対応

旭川市立青雲小学校 令和8年4月

学校が、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際の対応について、お知らせします。

学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校が、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

〔参考〕いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○ 無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。
不同意わいせつ (刑法第176条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○ 財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車を壊す。 ○ 制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第 202 条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同級生に対して「死ぬ」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 7 条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○ 同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。 ○ 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○ スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○ 児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○ 特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

〔家庭との連携について〕

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNS やオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

□旭川市立青雲小学校のいじめ問題に関する相談窓口は、「学校いじめ対策組織」担当の井谷教諭（生徒指導部長）です。また、担当者のほか、学級担任や相談しやすい教職員にも、遠慮なくご相談ください。

□学校は、いじめに関する相談について、全て「学校いじめ対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。

連絡先 0166-22-7495（学校代表電話：担当 井谷）

〔参考〕

旭川市立青雲小学校 令和 8 年度「学校いじめ防止基本方針」

URL：<http://www.asahikawa-hkd.ed.jp/seiun-els/>



いじめの認知

旭川市教育委員会いじめ対策担当

いじめ（疑いを含む）の事案を把握した場合は、いじめ防止対策推進法（以下、法）に基づき、適切に対応する必要があります。事案把握時の対応について共通理解を図り、組織的な対応を徹底しましょう。

いじめの認知

- いじめ（疑いを含む）事案を把握又は発見した教職員は、速やかに学校いじめ対策組織に報告する。
- 法の定義に基づき、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめ事案として積極的に認知する。

いじめの定義（旭川市いじめ防止対策推進条例第2条） ※法第2条第1項におけるいじめの定義と同様

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と**一定の人的関係にある他の児童生徒**が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が**心身の苦痛を感じている**ものをいう。

- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。

今年度のいじめ事案で課題となっている対応

- 学級担任がいじめの疑い事案を把握・発見したものの、学校いじめ対策組織に報告しなかった。
- アンケート調査において、児童生徒が「嫌な思いをしたことがある」と回答しているにもかかわらず、教育相談等において「今は大丈夫」などと聴き取ったことを理由として、認知しなかった。
- 「好意で行った行為」「意図せず行った行為」などであったため、行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているにもかかわらず、認知しなかった。
- 関係児童生徒から聴き取りを行った内容等に齟齬があったなどの理由により、事実関係を認定できなかったため、認知しなかった。
- 事案の把握後、速やかに認知を判断せず、毎月定例の学校いじめ対策組織会議まで先延ばしにした。
- 困難ケースに該当する事案であるにもかかわらず、教育委員会に速報として報告していなかった。

望ましい対応の在り方

事案の抱え込みは法第23条に違反していることを理解する

「ふざげあっているだけ」「この程度は報告する必要はない」「嫌な思いをしたみたいだけど大丈夫そうだ」など、学級担任等の個人的な判断は「教師の事案の抱え込み」であることについて共通理解を徹底する。

把握した事案は当日のうちに学校いじめ対策組織に集約する

各学校で、いじめの疑い事案を把握・発見してから「学校いじめ対策組織」に報告する具体的な手順や方法を定め、チャート図等にして掲示するなど、全教職員の共通理解を徹底する。

いじめを受けた児童生徒の被害性に着目して認知する

例えば、ある児童生徒が、友達から無視をされて嫌な思いをしていると訴えたものの、その相手が無視をしていないと主張した場合、行為の認定に至らないが、法の定義を満たしていることから、いじめ事案として認知した上で、関係児童生徒を組織的に見守るなど、適切に対応する。

※平成6年度以降、いじめの定義から「学校が行為を確認している」という要件は削除されている。また、平成18年度以降、いじめの定義から「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言が削除されている。

いじめの認知のポイント

- いじめの定義の3要件を満たす場合は積極的かつ幅広く認知する。
 - ①一定の人的関係にある他の児童生徒
 - ②心理的又は物理的な影響を与える行為
 - ③心身の苦痛を感じている
- 学校いじめ対策組織(状況に応じて対策チーム)において随時判断する。
- 行為の認定に至らない場合は、様式1における事案の程度の「Z」に該当する事案として認知する。
- 困難ケースに該当する事案を把握した場合は、速やかに教育委員会に電話速報し、教育委員会及びいじめ防止対策推進課と一体となって初期対応を進める。

※認知後24時間以内に報告書を提出する

いじめの認知は「行為の認知」ではなく「事案の認知」であるとの認識の下、積極的かつ幅広く認知し、組織的に初期対応を行うことが大切です。

いじめの認知後の対応

旭川市教育委員会いじめ対策担当

いじめの認知後は、いじめ防止対策推進法に基づき、適切に対応する必要があります。
認知後の対応について共通理解を図り、組織的な対応を徹底しましょう。

いじめの認知後の対応

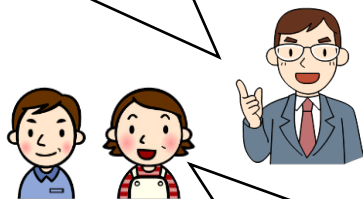
- 被害児童生徒が感じる心身の苦痛やいじめの行為の重大性の程度等の状況に応じて、学校いじめ対策組織会議において決定した対処プランに基づき、複数の教職員によって、関係児童生徒の様子を含め状況を注視し、継続的に支援等を行う。
 - 被害児童生徒又はその保護者への支援
 - ・複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、被害児童生徒の安全を確保
 - ・当該児童生徒が信頼できる人や心理の専門家等によるケア
 - ・家庭訪問等による保護者への事実関係や支援策等の丁寧な説明 など
 - 加害児童生徒への指導又はその保護者への助言
 - ・いじめは人権を侵害する行為であることを理解させ、自身の行為の責任を自覚させる指導
 - ・いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達への配慮
 - ・いじめ対応に係る理解を得た上で、保護者と連携した対応への協力の要請や継続的な助言 など
- 被害児童生徒とその保護者の心情に寄り添った対応に努める。
- 被害児童生徒の保護者と加害児童生徒の保護者との間で争いの起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を必要に応じて適切に共有する。

今年度のいじめ事案で課題となっている対応

- 学校が被害児童生徒の保護者から要望を受けるまで主体的に支援策を示さなかったなど、保護者に対処プランを説明しなかったことにより、保護者が学校の対応に不信を抱いた。
- 被害児童生徒への支援や加害児童生徒への指導が不十分であったため、いじめ行為が繰り返された。
- 学級担任等の一部の教職員による対応となるなど、組織的な支援体制が整備されていなかった。
- 被害児童生徒の保護者に被害児童生徒の学校生活の様子について定期的に状況を伝えていなかった。
- 見守り期間中に、被害児童生徒が、同一加害児童生徒から再度嫌なことをされたことを把握したにもかかわらず、対処プランの見直しを行わず、保護者にも説明していなかった。

望ましい対応の在り方

学校では、落ち着いた様子で過ごしている姿が見られます。ご家庭での様子はいかがですか。引き続き、学校での様子を見守っていきますね。



ありがとうございます。家庭では、不安な様子は見られません。これからも、様子を教えていただけるとありがたいです。

いじめの認知後の対応のポイント

- 対処プランに基づいた、見守り、声掛け、教育相談等の実施、組織における被害児童生徒及び加害児童生徒の状況を共有
- 事案の状況等に応じた、支援内容や教職員の役割分担等の対処プランの見直し
- 必要に応じた、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員、警察等の専門職や児童相談所等の関係機関との情報共有
- 被害児童生徒の学校生活や家庭における様子等について被害児童生徒の保護者と定期的に共有
- 必要に応じた、加害児童生徒の学校生活や家庭における様子等について加害児童生徒の保護者と定期的に共有

対処プランに基づいて組織的かつ継続的な支援等を行うとともに、定期的に保護者と情報を共有し、状況に応じて対処プランを見直すことが大切です。

いじめの解消

旭川市教育委員会いじめ対策担当

いじめの解消は、いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、適切に対応する必要があります。いじめの解消に向けた対応について共通理解を図り、組織的な対応を徹底しましょう。

いじめの解消

□いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること
※いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する
- ② 被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

□被害児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、学校いじめ対策組織会議において、学校長が解消の判断を行う。ただし、上記の2要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

□教職員は、「解消の状態」に至っても、日常的に注意深く観察する必要がある。

今年度のいじめ事案で課題となっている対応

- いじめの認知をしてから、被害児童生徒の学校生活の様子について被害児童生徒の保護者に定期的に共有していなかったため、解消に至る過程が伝わっておらず、被害児童生徒の保護者を不安にさせた。
- 被害児童生徒の保護者に解消を確認する際、解消後も日常的に見守ることについて伝えなかったため、被害児童生徒の保護者を不安にさせた。
- いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間経っていないにも関わらず、加害児童生徒が謝罪を行ったことをもって、解消と判断した。

望ましい対応の在り方

面談等により丁寧に確認することが大切です

(例) 保護者との面談

お子さんのご家庭での様子はどうですか。嫌な思いが続いていませんか。

今後も学校生活の様子を見守っていきますね。

嫌な思いはしていませんと話しています。

これからも見守っていただくと安心です。



次の例のように、「解消」という言葉を前面に出して確認を行うことは、被害児童生徒及び保護者に「解消すると、学校は何も対応してくれないのではないか」と不安を抱かせることがあります。

- (例) 「見守りを始めてから3か月が経つので、解消でよいですか。」
- (例) 「お子さんは嫌な思いをしていないので、解消でよいですか。」

解消確認のポイント

- 解消している状態の2要件の確認
 - ①いじめ行為が止んでいる
 - ②被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない
- 被害児童生徒及び保護者双方への面談等による丁寧な状況確認
 - ※保護者に解消の判断を求めない
- 解消の判断は、学校長が行う
- 見守り等の対応継続の説明
 - ※被害児童生徒がいじめによる心身の苦痛を感じている場合は、今後の対処プランを見直し、共有する

いじめの解消は、あくまで一つの段階にすぎません。解消後も、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、関係児童生徒を日常的に注意深く観察する必要があります。

いじめの正確な認知に向けて

北海道教育委員会

総務省が実施した「いじめ防止対策の推進に関する調査」(H28.12月～H30.3月)では、「学校において、法のいじめの定義を限定的に解釈し、いじめの認知漏れがみられた」とされています。

学校は、こうした調査結果を参考に教員同士で自校の実情について話し合うなど、いじめの正確な認知に向けた取組の一層の充実が求められています。

いじめの定義を「限定的に解釈」し、いじめの正確な認知が行われていない事例

～いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義～

児童生徒に対して、

- ①当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、
- ②当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

総務省の調査によると、右のような法の定義にはない要素を判断基準として「いじめではない」と考え、いじめとして認知しなかった（認知漏れと考えられる）事例があります。

<法の定義にはない要素(判断基準としてふさわしくないもの)>

- ①「継続性」②「集団性」③「一方的」④「陰湿」⑤「深刻度」
- ⑥「不均衡な力関係により2度以上不快な思い」
- ⑦「加害とされる児童生徒を指導する必要がある」 など

Case 1 「継続性」にこだわったため認知されなかったもの

No	区分	概要	いじめとして認知しなかった理由
1	小学生	被害児童が数人から下着まで下げられてひどく傷ついたことを教育相談により把握した。	単発的であり既に解決済みであったため。
2	中学生	クラス内で被害生徒の服を投げ合い、被害生徒が泣いているところを教科担任が発見した。	被害・加害双方から聞き取り、一過性の嫌がらせと判断したため。
3	高校生	被害生徒の上靴がトイレの手洗いの下に画鋲と共に置かれているのを教員が発見した。	現段階では、単発に起こった事案であるとしたため。

Case 2 「一方的」など力関係の差にこだわったため認知されなかったもの

No	区分	概要	いじめとして認知しなかった理由
1	小学生	加害児童が同級生の被害児童の顔面を殴るなどしているところを教員が発見し、保健室へ同行した。	発生要因が、被害児童が持ち物を盗まれたと加害児童を疑ったことや一方的に暴力を受けたのではないこと等から、けんかとして対処したため。

Case 3 その他、「悪質性」や「緊急性」などにこだわったため認知されなかったもの

No	区分	概要	いじめとして認知しなかった理由
1	中学生	小学生の頃からお互い言っていたあだ名で呼ばれたことが嫌で泣いていたことを、いじめのアンケートから担任が把握した。	あだ名で呼んだ生徒に相手が嫌なことは言わないことを約束させた上で、深刻な事案ではなかったと判断したため。
2	高校生	インターネット上で誹謗中傷を行うとともに、被害生徒に対する卑い書き込みを拡散させていることを部活動の顧問が把握した。	事案が悪質かつ緊急の対応が必要と判断し、いじめではなく犯罪として対処したため。

これ以外にも道内では、次のようにいじめとして認知しなかった（認知漏れと考えられる）事例や認知が遅れ深刻な事態へと発展した事例があります。

- アンケートで把握した時点で、既にいじめの行為が止んでいたため。
- 机に落書きされるなどの嫌がらせを受けているとの訴えがあったが、加害者を特定できなかったため。
- 被害生徒が加害生徒の陰口を言った（無視した）ことが、トラブルの発端であったため。
- 部活動内における先輩が後輩に対する指導目的の言動であったため。
- 教員が関係生徒を指導し、見守りを継続することで解決できると判断したため。
- 加害児童に悪意がなく、加害児童の保護者からの理解が得られなかったため。 など

いじめについては、法のいじめの定義に基づき、被害児童生徒の主観が尊重されなければなりません。各学校においては、法のいじめの定義にない要素で判断するなど、限定解釈していないか、日頃から自校の状況の検証に努め、いじめの正確な認知を行うことが重要です。

積極的な認知と対応の事例

次に、いじめの積極的な認知とその対応の例を紹介します。

- 事例1 小学校において、11月に行ったアンケートで、「嫌な思いをしたことがある」と回答した児童と面談を行ったところ、「夏休み前に、同じ学級の児童数名から冷やかされたことがあった。」「冷やかされたのはその一度きりで、その後は、冷やかされてはいない。」とのことだった。

学校の対応 学級担任が関係児童から話を聞いたところ、冷やかしたことを認めたので、当時を振り返り反省を促したのち、事実を学校いじめ対策組織に報告した。学校は、いじめとして認知した上で、既に、いじめの行為が止んだ状態が3か月以上継続しており、現在、被害児童が苦痛を感じていないことを、本人やその保護者から確認できたことから、解消した事案として処理し、その後も関係児童の様子を注意深く観察することとした。

Point1

- 把握した時点で既に解消していた（解消に向かって）事案や、把握後、速やかに学級担任や部活動の顧問等が関係児童生徒を指導し、見守りを継続することで解決に向かうことができた事案でも、いじめがなかったことにはなりません。
- これらの場合も、学校いじめ対策組織で情報を共有し、いじめとして認知した上で、状況に応じて適切に対処することが大切です。

いじめの解消

(北海道いじめ防止基本方針より)

少なくとも次の2つの要件が必要

- いじめに係る行為が止んでいる
(少なくとも3か月の継続を目安)
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない

- 事例2 中学校において、学校祭の準備期間中、男子生徒から、「同じクラスの女子生徒から悪口を言われ、学校に行きたくない。」と学級担任に相談があった。

学校の対応 学級担任が当該の女子生徒から話を聞いたところ、「当該の男子生徒が、仕事をさぼって作業が進まず、みんなが困っていたので注意した。」「少し乱暴な言葉づかいで言ったかもしれない。」とのことだった。再度、当該の男子生徒に確認した結果、事実とのことだった。学校は、学校いじめ対策組織で情報を共有し、いじめとして認知した上で、女子生徒の指導に当たっては、いじめという言葉を使わずに対処するとともに、当該男子生徒にも反省を促した。

Point2

- 善意から行った行為が意図せずに相手を傷つけた事案や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築けた事案などは、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対処も可能です。
- これらの場合でも、いじめがなかったことにはなりません。

- 事例3 高校において、1人の男子生徒が、「昼休みや放課後、いつも同じ部活動の男子生徒3人から、からかわれてたり、叩かれたりしている。」と同じクラスの女子生徒からホームルーム担任に相談があった。ホームルーム担任が、からかわれている男子生徒から事情を聞いたところ、「ふざけてからかわれたり、軽く叩かれたりすることがある。」「3人とは仲良しで、いじめられていない。」と答えた。

学校の対応 当該の男子生徒（「被害生徒」という。）は、いじめを否定しているものの、いじめられていることを言い出せない状況にある可能性を踏まえ、学校いじめ対策組織が中心となって対応した。被害生徒の表情や様子をきめ細く観察するとともに、周囲から丁寧な聴取りを行ったが、被害生徒の苦痛を確認できなかったので、いじめとして認知しなかったが、今後、いじめへと発展する可能性があることから、いじめの事案と同様に、担任や学年団、部活動の顧問などが連携して、関係生徒の支援や指導を行った。

Point3

- いじめの行為自体を把握したものの、被害生徒がいじめを否定する事案については、いじめとして認知に至らない場合もあります。
- その場合でも背景や状況を踏まえ、いじめの事案と同様に、学校いじめ対策組織で対処することが大切です。

いじめの「認知」と「対応」を分けて考えることが大切

いじめとして認知するか否かは、法のいじめの定義に当てはまるか否かで判断するものです。一方、子どもたちへの対応としては、法のいじめの定義に当てはまらない事案であっても、子どもたちの間で起きている苦痛を具体的に把握し、解決に向けた指導や支援が必要であり、いじめであるかないかによらず、適切に対応することが大切です。

しかしながら、こうした子どもたちの苦痛の発見が遅れたり見逃されたりするケースが見られ、深刻な事態へと発展した事案もあります。

こうしたことから、学校においては、些細な兆候や懸念などをいじめとして積極的に認知することで、子どもが抱える苦痛を見逃すことなく、迅速に対応することが求められます。